

財政援助団体等監査結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和6年11月6日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和6年12月11日

山形市監査委員 玉田芳和
同 伊藤明彦
同 浅野弥史

(様式)

こ 未 第 2 3 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和 6 年 1 1 月 6 日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び所管部課名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
株式会社 夢の公園 こども未来部 こども未来課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 南部児童遊戯施設の体育館使用料徴収事務について、指定管理者に対し、徴収等事務委託に係る身分を示す証明書を交付していなかった。（こども未来課）	1 直ちに徴収等事務委託に係る身分を示す証明書を交付し、掲示されたことを確認しました。
	2 南部児童遊戯施設及び南部児童遊戯施設子育て支援センターの指定管理業務において、寄附で受け入れた物品が備品として登録されていないものがあった。（こども未来課） ・ソフトフォーミングCセット	2 当該物品の備品登録を、直ちに行いました。 今後、寄附で受け入れた場合に限らず、もれなく備品登録をいたします。
	3 南部児童遊戯施設及び南部児童遊戯施設子育て支援センターの指定管理に係るモニタリングにおいて、事業報告書（年次報告書）について、承認手続きがされていなかった。（こども未来課）	3 事業報告書（年次報告書）について、直ちに、承認通知を発送いたしました。今後はもれなく承認手続きを行います。